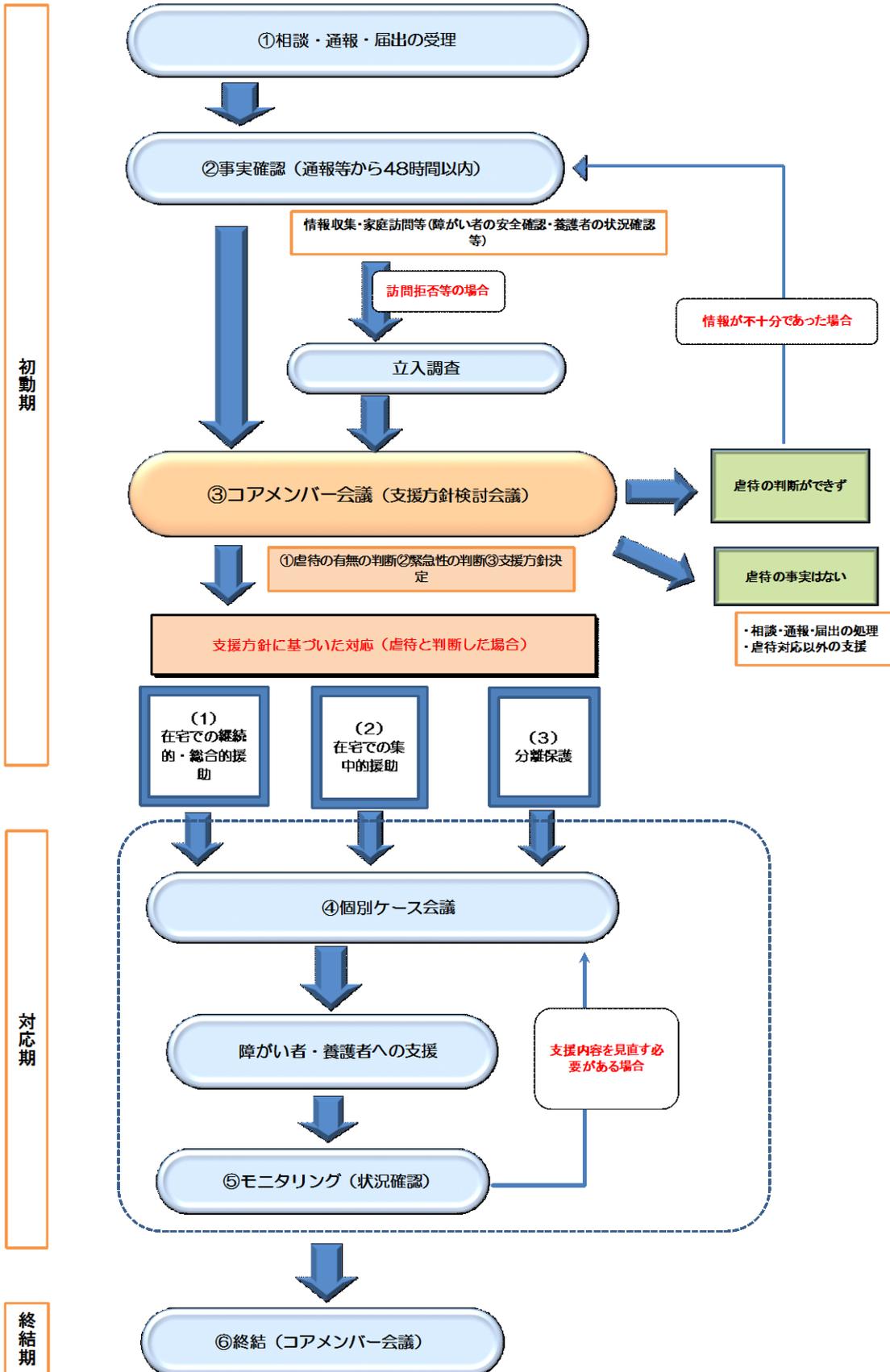


障がい者虐待防止体制の整備について

I 養護者による障がい者虐待対応のながれ

養護者による障がい者虐待対応の流れ



1 初動期

①相談・通報・届出の受理

区役所保健福祉センター、及び各区の障がい者相談支援センターが窓口となります。

②事実確認

区役所職員が中心となって、障がい者や養護者の生活状況、福祉サービスの利用状況等について情報収集を行ったうえで、家庭訪問等による事実確認を行います。訪問を拒否される場合等、事実確認が困難な場合には、立入調査を行います。

③コアメンバー会議（支援方針検討会議）

②で確認した事実に基づき、区役所職員（保健福祉課長・障がい者虐待担当者・障がい福祉業務担当者、必要に応じて生活保護現業員、地区担当保健師、精神保健福祉相談員等にも参加を求めます。）で構成するコアメンバー会議を開催し、「虐待かどうかの判断」、「虐待である場合は緊急性の判断」、「支援方針」を決定します。

「支援方針」は以下の3つに分類されます。

（1）在宅での継続的・総合的援助

虐待には至っていないが、虐待が発生する危険性があり、障がい者や養護者の状況から判断して、このままでは人間関係が悪化する、介護が不十分な状態になるおそれがある場合は、見守りを中心とした予防的な支援を行います。

（2）在宅での集中的援助

緊急性が低く、分離保護の必要がない場合は障がい福祉サービス等の社会資源の活用を行うなど、在宅での支援方針を立てます。また状況の変化により分離保護が必要になると予測される場合には、どういう状況になったら分離保護をするのか具体的に決めておきます。

（3）分離保護

身体、生命に危険があり緊急性が高い場合は、分離保護を行います。

※障がい者相談支援センターに通報・届出のあったケースや、障がい者相談支援センターが従前から相談を受理していたケースについては、障がい者相談支援センターにも参加要請を行います。また、必要に応じて、福祉局地域福祉課相談支援グループ等もコアメンバー会議に参加します。

2 対応期

④個別ケース会議

区役所が必要なメンバー（福祉サービス提供事業者等の支援にあたる者等）を招集して開催します。

個別ケース会議においては、障がい者、養護者、その他の家族、関係者それぞれの課題と目標を明らかにし、あわせて対応状況のモニタリングの時期も定めます。

※障がい者虐待にかかる専門相談事業

区役所での対応においては、個別事例への専門的助言が必要であることから、本市では区役所への後方支援として、大阪社会福祉士会及び大阪弁護士会から虐待対応にかかる専門知識を有する方に相談することができるよう両会に業務委託契約を行っています。

⑤モニタリング（状況確認）

具体的な支援計画に基づき、対応の進捗状況について期日を定めてモニタリングを行います。

（1）情報収集と虐待発生要因の分析

（2）具体的な支援計画の策定

（3）対応状況のモニタリング

というサイクルを、課題が解消されるまで繰り返します。

3 終結期

⑥終結（コアメンバー会議）

対応期でモニタリングを行った後、最終的にはコアメンバー会議で終結の決定を行います。虐待対応の結果、「危険状態から障がい者の生命、身体及び財産が安全な安心できる状態」になることが終結の条件となります。

II 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待対応

大阪市福祉局障害者施策部障害福祉課が対応窓口になります。

III 使用者による障がい者虐待対応の流れ

大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課（相談支援グループ）が対応窓口になります。

IV 障がい者虐待の通報受理件数について

平成 24 年度		養護者による虐待	施設従事者等による虐待	使用者による虐待
相談・通報届出件数	4～9月	38 件	-	-
	10～12月	56 件	19 件	4件
	合計	94 件	19 件	4件

○養護者による虐待について

1 虐待判断

10月に関しては、通報等受理後まもない集計であったため、現時点では「その他」が比較的多くなっている。

平成 24 年度	4～9月	10月	合計
虐待と判断	17 件	11 件	28 件
虐待と判断せず	17 件	4 件	21 件
その他	4 件	7 件	11 件
合計	38 件	22 件	60 件

2 相談・通報者

相談・通報者としては、「事業所職員」が最も多くなっているが、その次に多いのが「被虐待者」となっている。

平成 24 年度	4～9月	10月	合計
ケアマネージャー	4 件	0 件	4 件
事業所職員	10 件	7 件	17 件
近隣住民・知人	0 件	2 件	2 件
被虐待者本人	7 件	5 件	12 件
家族・親族	2 件	0 件	2 件
虐待者本人	3 件	2 件	5 件
大阪市職員（生保CW等）	3 件	2 件	5 件
警察	5 件	1 件	6 件
医療関係者	1 件	0 件	1 件
その他	2 件	3 件	5 件
不明（匿名含む）	1 件	0 件	1 件
合計	38 件	22 件	60 件

3 虐待の内容（重複あり）

虐待の内容としては、身体的虐待が最も多く、その次に心理的虐待が多くなっている。

平成24年度	4～9月	10月	合計
身体的	20件	10件	30件
性的	3件	1件	4件
ネグレクト	6件	6件	12件
心理的	18件	10件	28件
経済的	12件	4件	16件
セルフネグレクト	0件	1件	1件
合計	59件	32件	91件

4 被虐待者の性別

被虐待者の性別では、女性が男性の約2倍になっている。

平成24年度	4～9月	10月	合計
男性	14人	7人	21人
女性	24人	15人	39人
合計	38件	22件	60件

5 被虐待者の年齢

平成24年度	4～9月	10月	合計
18歳未満	0人	0人	0人
18歳から20歳未満	2人	0人	2人
20歳から30歳未満	6人	2人	8人
30歳から40歳未満	2人	6人	8人
40歳から50歳未満	16人	8人	24人
50歳から60歳未満	6人	2人	8人
60歳から65歳	6人	2人	8人
不明	0人	2人	2人
合計	38人	22人	60人

6 被虐待者の障がい種別

被虐待者の障がい種別では、「知的障がい」が最も多く、ついで「身体障がい」となっている。

平成24年度	4～9月	10月	合計
身体障がい	12人	5人	17人
知的障がい	17人	8人	25人
精神障がい	8人	7人	15人
その他	1人	2人	3人
合計	38人	22人	60人

7 虐待者

虐待者は被虐待者の父母（22件）が最も多く、全体の約37パーセントを占めている。

平成24年度	4～9月	10月	合計
父	7件	2件	9件
母	8件	5件	13件
夫	1件	7件	8件
妻	1件	1件	2件
息子	4件	0件	4件
娘	1件	0件	1件
息子の配偶者（嫁）	0件	1件	1件
娘の配偶者（婿）	0件	0件	0件
兄弟姉妹	7件	3件	10件
その他	9件	2件	11件
不明	0件	1件	1件
合計	38人	22人	60人